

司法制度と検察捜査

2009. 5. 3 魚住 昭

①はじめに。小沢第1秘書の大久保氏が政治資金規正法違反は形式犯。裁判で有罪になっても罰金程度。

選挙で民意を問う。それで国の政策が決まるのが民主主義の根幹。戦後の検察の歴史にかつてなかった露骨な政治介入。

②戦前の刑事訴訟法では「検察官犯罪ありと思料するときは犯人及び証拠を捜査すべし」警察官は検察官の「補佐としてその指揮を受け、・・・捜査すべし」と規定。つまり警察官は検事の手足と定められていた。それでも警察の予算と人事権は内務省が握っていたからちゃんということを開かない。

③敗戦後、検察は警察の捜査部門だけを切り離して検察直属の組織にしようとした。ところがGHQが検察の権限が強大化するのを許さなかった。

検察はGHQにかけあった。その結果、新しい刑事訴訟法191条で検察に「必要と認めるときは自ら捜査することができる」という規定を辛うじて勝ち取った。

④191条を足がかりにして昭和24年(1949年)5月に東京地検に特捜部が発足。検察も自民党の腐敗ばかり摘発すると社会党や共産党政権になってしまう、すると検察という官僚組織自体が無事ですまなくなる。しかしまったく事件を摘発しないと検察組織の存在感もなくなり、警察と裁判所の谷間に埋もれてしまうというジレンマ。

⑤昭和51年(1976年)にロッキード事件がおきる。予想外だったのは田中角栄が逮捕・起訴された後も失脚せずに政界の主導権を握り続けたこと。ロッキード裁判が検察対田中派の対決の場になり、昭和51年(1976年)から61年(1986年)まで10年間はまったくといっていいほど政界汚職の摘発はなし。

⑥昭和の末期に田中派の分裂、角栄が倒れて竹下派が誕生。少し遅れてソ連が崩壊して東西冷戦構造が崩壊。検察にとって最大の敵だった田中派が解体した、対田中派戦争は事実上ここで終わる。冷戦構造の崩壊で検察にとってのジレンマもなくなる。リクルート事件をはじめいろんな事件を毎年のように手がけるようになる。

⑦1992年の佐川急便事件で金丸副総裁への5億円ヤミ献金事件。20万円の罰金で決着した。世論の猛反発。検察最大の危機に見舞われる。

⑧ところがその翌年3月、金丸巨額脱税事件で金丸を逮捕。検察不信は一挙に解消されてお釣りがきた。非自民・細川政権の成立。自民党の単独支配の終わり。検察と政治の力関係の逆転。関係が検察優位に。検察の統治者意識・主役意識がこの辺から表面に。

⑨捜査手法の変化。金丸脱税事件以後は政治家の逮捕が相次ぐ。在宅起訴路線は消えてなくなった。もうやりたい放題になった。

⑩検察が政治より比較的優位に立ちながら、国家の政策に同調あるいは国策をリードする形に徐々に変わっていく。

⑪その転換の節目となったのが、不良債権処理問題。典型的な国策捜査。不良債権処理という国策を遂行するための捜査が横行。

⑫ムネオ事件。小泉政権の新自由主義・構造改革路線を推し進める上でエポックに。公平配分・ケインズ型の社会民主主義的政治・経済路線から市場原理・ハイエク型の新自由主義路線への転換。立件のハードルを下げた引っかけ捜査。

⑬大阪高検の三井環公安部長の逮捕。明らかに口封じのため。マスコミの非難にさらされないのは、ひとえに検察がリクルート事件以後、毎年のように国家的な犯罪を手がけて、マスコミの重要な情報源になっているから。検察は自らの恥部を隠したまま正義の味方を気取ってやりたい放題の捜査をやる。

⑭2006年1月にライブドア事件の摘発。これもまたひどい捜査。会計処理上の技術的問題であって、間違っているなら行政指導で直させればすむ話。松尾検事総長2002年の就任挨拶で「我が国が規制緩和・事後救済型社会への転換を図る諸改革を推進しているなかで、司法の役割はますます拡大していく」と言って、金融・証券犯罪の摘発強化を宣言。市場介入へ。国家の政策をリードするのはわれわれだという意識。

⑮戦後の政界との共存時代、そして対決時代、そして政治を凌駕して優位にたち、さらには市場にまで介入して国策を主導していく検察の増長の歴史。そのうえで今回の小沢事件がある。麻生政権の指示で検察が民主党たたきに出たということではない。

検察上層部が政治介入を現場に許した背景にあるものは、小沢に対する霞が関の敵意では。あくまでも霞が関という官僚組織全体の意思、もしくは検察の意思の発動という側面はあったかも。

だから国策捜査というより、検察による検察の利害のための捜査です。経済市場も政治も自分たちが統制するという司法官僚のおごりが露骨に出た。日本の将来は危うい、議会制民主主義は危機に瀕している。

⑯裁判員制度で検察にブレーキがかけられるか。制度の真の狙いは何か。

刑事訴訟法191条

①検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

②検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。